

## Ⅱ－４ 勤労者総合福祉センター管理運営事業・勤労青少年ホーム管理運営事業・泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業

### 【議事内容】

(司会)

それでは、勤労者総合福祉センター管理運営事業、勤労青少年ホーム管理運営事業、泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業について審査をはじめさせていただきます。まず、はじめに、事務局から当事業についての課題・論点の提示をお願いします。

(事務局)

勤労者総合福祉センター管理運営事業、勤労青少年ホーム管理運営事業、泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業につきましては、施設機能の効果的・効率的な活用や施設の役割分担等について、を主な論点として、ご議論・審査をしていただきたいと思いますと考えております。

(司会)

それでは、15分で事業の説明をお願いします。

### <所管課からの事業説明>

### <質疑>

(司会)

どうもありがとうございました。

3つの施設を対象に議論するという事なんですが、逆に、この3つの施設について、今後どうするかというのは、事務局のほうとして、結構明確な考えを持っておられるということがわかりましたが、こういうことも含めて、まずは、御質問等、あるいは、何かございましたら、いかがでしょうか。

結論がかなり明確なことを出しておられて、サンスクエア界を中心に、これを存続させて、美原区の勤労青少年ホームについては縮小ないし廃止をして、しばらく維持するんだけど、長期的な建てかえとか、あるいは、土地代の問題が発生してくるので、中長期的には、泉ヶ丘の勤労者体育センターについても統合していくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

(所管課)

おおむね、そういうことです。ただ、泉ヶ丘の体育施設、先ほど申し上げましたように、利用率がかなり高うございます。近隣にお住まいの方々がお使いになられてる、当初目的とした対象者以外にはなってきたりおられますが、高齢化が進んでおる泉北ニュータウンの中にあつて、利用頻度の高い施設になっておりますので、そこのところは、全庁的に我々、検討していく必要があるというふうに考えております。

我々は機能廃止という言葉を使っておりますが、勤労者福祉に要する施設としての機能としては、泉ヶ丘についても、中長期的にはやはり廃止という方向だろうかという考え、ただし、スポーツ、余暇の機能、またコミュニティーの醸成機能として、まちづくり機能として、どういうふうな形にしていくのかということところはやっぱりオール堺で検討していかなくては行けない。こういうふうに考えているところです。

(司会)

どうぞ。

(富森委員)

サンスクエアは、今の御説明で35年までは、勤労者福祉の用に供することが定められているということなので、これは用途変更はもうできない。そのまま継続しかできないということではないんですね、それは、無理だということなんですね。

(所管課)

そういうことでございます。はい。

(富森委員)

美原の勤労青少年ホームなんですが、これは、事業の縮小ということなんですが、お話聞いていると限りなく廃止に近いようなイメージを受け取ったんですが、この縮小の意味合いというのは、廃止じゃなくて縮小という意味合いというのは、どういうあれなんですか。縮小とかい

う中途半端なことができるのかなというのがちょっと。

(所管課)

利用実態も含めまして説明をさせていただきますと、この勤労青少年ホームにつきましては、1つは小さな軽運動場というものと、それと以前でしたら、着付けですとか、あるいは、お茶、生け花、そういったものの利用に使ってございました和室、それと会議室というふうになってございます。現在、実際にお使いになられてますのが、主に小・中学生対象の柔道教室、これが約15名程度の方が使っておられるますのと、武道教室ということで5人ぐらいの方なんです、この2つのサークルが使っておられます。平成23年度の軽運動場、体育館の区分稼働率としましては26.8%という非常に低い状況ということでございます。

(所管課)

そのような中で、おっしゃいますように利用者の方おられます。過去の設立の経緯がいろいろございますので、この段階で廃止ということをおっしゃっているわけではなくて、やはり、今後やっぱり、維持管理がかかる、もしくは、建て替え等というのは考えてなくて、いわゆる現状をどうにか使える段階まで使わせていただくということで、考えているというところでございます。

(富森委員)

ということは廃止を決めているわけではなくて、いけるところまでいって、また、施設修繕等が必要になってくるよという話になったら、そこで終わりにしようかという、こんな感じでしょうか。

(所管課)

そうですね。いわゆる大型修繕といいますか、延命修繕といいますか、こういうものの経費はもうかけていけないという方向だけ御理解いただきたいと思えます。

(有田委員)

私、勤労者という言葉にかなり実態とそぐわないんじゃないかなというふうに思っております。サンスクエアが契約上は、文化会館への機能変更は不可とおっしゃいましたけれども、実際、やられてる事業って文化事業ですよ、大半が。何をもち勤労者福祉の機能と言われるのか、というところをちょっと教えてください。

(所管課)

先ほど、御質問ございました、1つは勤労青少年ホームにつきましては、対象が30歳未満ということで、若い方ということになります。同じ勤労者でございまして年齢層、もう少し広げた部分でやっておりますのが体育センターや、サンスクエア堺ということになります。それで、サンスクエア堺の利用実態というお話でございしますが、私ども、利用者、サンスクエアの場合でしたら、利用者別の届けというのをいただいております、それで見ますと、主にこれは勤労者の方と、それから、労働団体の健全な育成ということで、利用施設として活用しておるんですけども、その中で言いますと、勤労者の方がお使いになられている部分が全体の29%、それと、労働組合の方がお使いになられてますのが15.2%、あわせまして44.2%ぐらいになります。それと、それ以外に、私ども所管課としまして雇用推進課、それと、指定管理者であるSCKサービスセンター、こちらのほうが、雇用推進課につきましては勤労者の方対象のいろんなセミナーですとか、イベント、そういったものを行っております。又、SCKサービスセンターにつきましては、自主事業ということで、先ほど、申し上げましたサンスクエア講座等を行っているんです。その利用率が全体で11.8%ということで、全体あわせまして56%前後ということになります。それ以外の部分が、一般的な利用ということになってございます。泉ヶ丘の体育センターの利用実態ということで申し上げますと、私、先ほど、説明させていただきましたように、あの横に現在は民間のマンション、大谷学園の中学校、高校の建設される用地ということになっておりますが、そこに以前は府、国、関係団体によりまして、単身者の住居というのが設けられておりました、そこに最盛期でしたら、1万人ぐらいの若年勤労者の方がお住まいになられてまして、そういった方々が主に体育センターですとか、今はちょっと住宅に変わってますけれども、勤労青少年センターをお使いになられていました。今、そういう方々はお住まいになられてませんので、主に泉北地区の住民の皆様がサークルをつくられて、御利用になられています。その利用割合と申しますのが、だいたい6割から7割ぐらいで、この施設につきましては、隣にそういう勤労者の方がお住まいになられていたときから時代も変

わり、主に利用になられているのは、一般の利用者で、ちょっと逆転状態になっているということでございます。

(有田委員)

実態があらわしているように、今、もう勤労者だけなんていう時代ではないと思うんですよ。やっぱり、身近なところでスポーツができる、健康増進のために身近なところに施設があればいいということだと思うんで、じゃ、高齢者は使えないのかとか、学生は使えないのかというふうになってしまうので、税金を投入して施設を運営される以上は、あらゆる市民が、もちろん抽選だとか順番はあると思いますけれども、ルールをつくって使いやすくするということがいいんじゃないかなと。まず、それが大前提であって、老朽化したりとかしている施設を今後どうするかということを考える必要があって、私は、この3館を、まず勤労者というところで考えることが、もう時代からおくれているというふうに思うんです。実際その勤労者、サンスクエアのことをおっしゃいましたけれども、私実際、講座の数とかいろんな見たら、パソコンとか、陶芸とか、着付けとか、勤労者に限らないものが多いですよ。そういう中で、こだわられる必要はなくて、もっと自由にすることによって、稼働率が上がるんじゃないでしょうか。私も施設運営をずっとやって参りましたが、この稼働率、サンスクエアだけ見て、稼働率大変低い設定ですよ、だからこそ達成率が高いと思うんですね。稼働率もさっきちょっと泉ヶ丘のほうは分けて、大と小と教えてくださいましたけれども、サンスクエアの場合、大ホールの稼働率大変低いんじゃないですか、イベントの数だけ拝見すると。

(所管課)

御説明をさせていただきますと、サンスクエア堺、こちらのほうは、施設内容としましては、400席程度のホール、それと、多目的ホールと申しまして、体育的な、バスケットとか、そのようなこともできる部分、それと会議室、それと工芸実習室と申しまして、工芸ができる部分、それと、料理実習室、そういったものがございまして、これを全体で日数稼働という、文化施設と同じ基準の稼働率で詳しく申し上げますと、全体で65.2%でございます、平成23年度。個々に見てまいりますと、多目的ホールこれの稼働率は98.2%、メインホールのサンスクエアホールにつきましては61.1%。

(有田委員)

ごめんなさい。利用日数というのは、例えば、館が開いている300日のうちとかいう計算でいいですね。

(所管課)

はい。それで、ほかの会議室等につきましては、86%から70%ぐらいを超える状況でございます。ただ、先ほども申し上げましたように、工芸実習室ですとか、あるいは、料理実習室、これにつきましては、特定の用途ということでございまして、工芸実習室について、49.9%、料理実習室につきましては23.4%、そういった状況でございます。

(有田委員)

冒頭申し上げた勤労者というほうは。

(所管課)

この勤労者というところの定義について、ちょっとお話をさせていただく必要があるかなと思っています。広く勤労者、実は我々も勤労者、皆様方も勤労者やもしれません。実は、この勤労者といいますのは、いわゆる中小企業に従事されておられる勤労者の方というふうに御理解をいただきたい。といいますのは大企業でございますとか、我々公務員は福利厚生というものは意外と充実をしている、比べましてね、やはり、従業員規模が数人の中小企業、これ先ほどの、みんなの審査会の議案でもありました、日本の99%以上は中小企業でございます。雇用も実は、堺市民の方々もかなりの割合で中小企業と言われるところにお勤めされておられる。そういう方々の福利厚生が充実しているのかと言われますと、なかなか充実していない。ですから、少し補助金が出ながら施設が使えるとか、宿泊機能をどこかに持っているとかですね。そういうこと、中小企業さん、ほとんどございませぬ。こういうものを行政が少し整備をさせていただいて、御利用いただける場所を御提供する、こういう意味での勤労者ということでございます。

ですから、これが、サンスクエアの大きな基本でございます。ただし、泉ヶ丘勤労者体育センターでございますとか、先ほど申し上げた美原の勤労青少年ホームについては、少し、関連の法律も違いました。美原の勤労青少年ホームにつきましては30歳以下の、勤労者の中でも特

に若者を軸とした施設であったということ、それと、泉ヶ丘勤労者体育センターにつきましては、これは、近隣にヤングタウンと、昔、こういう住宅機能がございましたけれども、この機能があったことを覚えてられる方もおられますが、そういう方々のための福祉施設としての位置づけがあったということで、おのずから、設立と今置かれている現状というのは少し違うと、勤労者という、同じような名前はついていますが、少し違うのだというところは御理解頂戴したいなというふうに思っております。

(有田委員)

おっしゃることはわかりますが、今、大企業さんでも、福利厚生施設というのは、順次離して、売却の方向にありますよね。それに、スポーツって結構チームでしたりすることが多いですし、グループで活動したいというとき、中小企業の人だけで、大企業って分けられないんですよね。そういうちょっと矛盾の説明があると思うんです。

(所管課)

おっしゃいますとおり、もうそれ本当におっしゃるとおりで、大企業さんもどんどん福利厚生機能みたいな、御自分でお持ちになるということは、どんどんおやめになるという、民間のホテルでございませうとか、民間の施設をお使いになられるときには、従業員さんに補助金を出すということで、自ら建物を持つところがだんだん少なくなっているのは事実でございます。とは、言いながら、やはり大企業さんは、それだけの補助金を出す資財といいますか、そういうものをお持ちになっているわけございまして、中小企業さんは、実は、従業員の方がお使いになるとき、その補助金機能もお持ちになっていない。これは、実はSCKという、この財団は会員制の制度を持っておりまして、中小企業の従業員の方々に月幾らという、安い会費をお支払いいただくことによりまして、市内の飲食店で割引が使えるとか、映画のチケットが少し安く買えるとか、福利厚生機能を持ったもの、ソフト事業をあわせもったハード事業として、このサンスクエアという建物を運営している。現状は大企業といいますか、そこそこの中堅企業の方々も御利用いただいている。それもおっしゃるとおり、いわゆる中小企業の方しか使えませんよという形は当然していませんので、勤労者という方であれば、そこは、今の時代として、お使いいただいているというのが現状であります。

(有田委員)

すいません。私ばかり、続けて恐縮ですが、今日、論点の中で、先ほどのサンスクエアだと、稼働率も高いとおっしゃっているのに、施設の効果的な運営については、あんまりアドバイスを求めないのか、泉ヶ丘の体育センターと青少年ホームについては、すごく課題と論点もわかるんですが、サンスクエアに関しては、何をこの中で議論してもらいたいと思っておられるのか。指定管理のあり方の問題なのかというところの論点を教えてほしいのと、今、指定管理に出してらっしゃるところ、金額はわかりますが、どういう人員体制でやってらっしゃるか。コストパフォーマンスですよ。教えていただけますでしょうか。

(所管課)

そうですね。サンスクエアのことについて御議論いただきたい論点をと申しますと、やはり、先ほど、おっしゃいましたように、指定管理の関係が1つの軸になるのかなと考えております。今は、SCKというところが指定管理をしておるところでございますが、今後少し、そういうところを見直す必要があるのかなというところが1点あるかというふうに考えております。体制でございますが、ちょっと御説明させていただきます。

(所管課)

雇用推進課主幹の小川でございます。サンスクエア堺の現在の運営に当たっております体制としまして、常勤の館長、プロパー等の職員が3名、非常勤が3名、アルバイトが5名、それで、受付、館の維持管理等、指定管理業務を実施しております。先ほど、御紹介しましたサンスクエア講座をはじめとする自主事業もこのメンバーで対応させていただいております、というのが現状でございます。

(有田委員)

ついでに、指定管理運営として、自主事業もやってらっしゃるわけだから、サンスクエアとしての事業収入はどれぐらいもってらっしゃるんですか。講座をやったりとか、会費を徴収したりされているわけですから。

(所管課)

申し上げます。平成22年度の収入で、数字ございますので申し上げますと、そのときの指定管理料、これが7,920万円でございます。全体、それ以外の収入、貸し館等の収入、あわせまして1億2,522万円。

(有田委員)

だから、事業収入が、ちょっと区別して言ってください、トータルではなくて。

(所管課)

はい。まず、全体の額で申し上げます。収入の部分が1億2,522万円、約でございます。それで支出の部分、これが1億2,940万円でございます。先ほど、申し上げました収入の中で、堺市からの指定管理に伴います指定管理料というのが出ておりますので、それが7,920万円ということでございます。

(有田委員)

それで、残りは。

(所管課)

それから、もう少し細かい部分ということですので、利用者の皆さんからお預かりいたします利用料金、これが、指定管理者収入に認められております3,769万円、自主事業として実施しておりますサンスクエア講座等の参加負担金等の収入が602万円、その他収入で229万円、ざっとしたところこのようになっています。

(有田委員)

はい、ありがとうございます。

(司会)

ちょっと細かい話になっておりますが、ちょっとここで整理いたしますと、大きくいって、サンスクエア堺は残すと、だから、これについてはこれからどういうふうに効率的にやっていったらいいのかというのが今の論点だと思います。

もう1つの論点は、勤労青少年ホームと体育センターについては、将来的には廃止も含めた縮小の方向で考えていくということなので、これは、それでいいのかというそれが2つ目の論点になるかと思うんです。その縮小のほうの論点で考えるときに、ちょっと、私もわかりにくかったのですが、施設の稼働率が下がっているからあんまり使われなくなっているから、もうやめるんですという理屈と、それと、今あったように、勤労青少年施設という、当初つくった目的が、もうだんだん薄れてきて、普通の地域コミュニティーの施設と同じようなものになっているから、これはもうやめるんですという、そういう別の2つの理由があるんだろうと思うんです。そこら辺のところ、一体、どちらなのですかというのが、そういう議論が1つ出ていたのかなと思うんです。そここのところは、多分、両方だということなのだろうと思うんですけれども、そうなんだとすると、勤労青少年施設としての目的というのが、もう終わりかけているんだということであれば、いや、一般の人が利用できる地域の施設として残したらどうだろうと、勤労青少年施設だったらセンターをつくって、それに機能を統合するから、そういう支店みたいな小さいものは要らないんですと、そういう理屈はわかりやすいのですけれども、そういう目的というのは、ちょっとなくなってきていて、地域の普通のコミュニティー施設と同じなんだということであれば、ほかの類似の公民館とかコミュニティー施設との役割分担の中で、この施設だけを勤労青少年政策のロジックで、やめちゃっていいのかということところがちょっと気にはなるところなんです。

それで、施設がもう地域に溶け込んだものになっているといえればいほど、そういう方向を、やめたときに、その地域の人たちにとって、それはカバーできるものになっているのかということ、この部局の関係もあって、そここのところは、ちょっとわかりにくいなという気はしますけれども、若干、整理になっているかどうかわかりませんが、そんな話の筋ではないのかなという気がいたしますが、そこら辺のところ、何かもしもコメントありましたら。

(所管課)

まさに、おっしゃって御整理いただいたとおりでございます。サンスクエアというのは、基本的に集約をしながら、今後も勤労福祉の拠点として維持管理もしくは活用していきたい流れでございますが、泉ヶ丘勤労者体育センターにつきましては稼働率が高いものの、テニスコートはやっぱり低うございます。土のため、雨だと使えないということでございます。このように、泉ヶ丘勤労者体育センターについては稼働率高いものの、やはり勤労福祉という特化した目的

としての機能をどのように残していく必要があるのか。これは我々商工労働部の雇用推進課としての意見としては、やはり機能としてどうなのだろう、もうこのままその目的を達するためだけに維持をしていく必要があるのか。これをまちづくり、もしくは地域のコミュニティーの醸成の拠点として、どのように活用していけるんだらうというところの議論をさせていただかなくてはいけないという認識でございます。

美原の勤労青少年ホームにつきましては、これは、30歳以下の勤労青少年というのは、法律に基づいた建物でございましたが、最近、そのライフスタイル全く変わっておりますし、地域を構成する人口も変わってきている中で、やはり青少年の方たちもお使いになっていないという実態を踏まえながら、かつ、やはり施設の老朽化は顕著でございます。そういう意味では、地域コミュニティーの中で使っていただけるものになるのか、いやそれでも、やはり機能を廃止した上、もしくは、施設も廃止した上で、新たな土地は実は堺市のものでございますので、この土地活用みたいところに新たに踏み込んでいくのか、そういうところのちょっと、我々、商工労働部としての意見といいますか、現状の考え方とオール堺、行政体としての今後の考え方みたいところについてのトータルな御意見をちょうだいできればということが1つのねらいでございます。

(司会)

ありがとうございます。体育センターについては、地域施設としてのあり方をちょっと考えなければいけないということ、となるとほかの産業振興局さん以外の部局との横断的な検討ということになってくる。そこはしていかれて、御議論されると、そういうことだったと思います。勤労青少年ホームというのは、これは法律上、勤労者施設としての性格を変えることができないという、そういう理解でよろしいですか。

(所管課)

はい。これは勤労青少年福祉法に基づく建物でございますので、一応、その目的を変えてないという認識でございます。

(司会)

私、司会でずっとしゃべっていますが、逆にそうなんだとすると、美原の勤労青少年ホームについては、老朽化したというのはわかるんですけども、勤労者施策、施設としての役割というの、もう終わっていると理解していいんですか。

(所管課)

我々、商工労働部としては、そういうふうな理解をしております。

(富森委員)

であれば、なおさら、先ほどの縮小という方向性としての、廃止ということをもう言ってしまっただけ、今御利用されている方々どうするかという話し合いは、廃止の方向性の中でやっていくということがわかりやすいような気がするんですけど、もう1つ、泉ヶ丘のほうがコストを増加させないような形で一定期間事業継続するというものになっているんですけど、大阪府の有償化の話がありますよね。これは、もう25年度末で無償貸借ができなくなるという話であれば、コストを増加させないというのは無理なんじゃないかと思うんですけど、これは、どういうふうな考え方でしょう。

(所管課)

ちょっと、この施設の経過を申し上げますと、もともと施設、体育館自体は雇用促進事業団が建てまして所有しておりました。底地のほうが、大阪府さんが持っておられて、それで、その当時は業務を、雇用促進事業団から大阪府に依頼をされて、大阪府の勤労者の体育施設として、開設してございました。ちょうど8年前に大阪府がヤングタウン閉鎖の中で、この施設も廃止という方向が出されました。当時ヤングタウンの利用者の方は、もう少なくなっていましたのですが、付近の方が御利用になられていまして、そういった方々のほうから存続の要請がございまして、その中で大阪府さんとしてはもう手を引くと。ただ、施設の敷地については無償貸与という形で地元市に貸し付けますと。管理については、利用者の方々が中心となってNPO法人を立ち上げてそこが指定管理をすると、そういうスキームで8年間、あと2年たちますと10年間続けていく話なんですけれども、そういった中で私どもとしては、当初のスキーム、大阪府から無償で土地を借りるのであればというそういう前提の中で、必要となります修繕等は堺市で行う。管理については、使用収益の中でNPO法人さんがやられるという前提の中で大阪府に対しまして、再度、認められるかどうかわかりませんが、無償ということで

どうですかということで、投げかけ、あるいは調整というものもやっていく必要があるのかなというふうに考えてございまして、そういった意味で、一応は現状どおりということでございます。

(富森委員)

ということは、もし、有償でないと言われたときには、もう施設を継続するか否かという話はその時点で考え直すということになってくるということによろしいですか。

(所管課)

これは、26年の3月が一応期限なんです。そこまで、今鋭意大阪府さんと協議しておりますが、おっしゃるように、それが頑とそれは絶対取るんだという話になれば、そこは1つ検討する要因が出てくるというふうに考えています。

(富森委員)

交渉されているということなので、そこが無償で継続して借りられるとした場合、最終的に、長く長期的にというわけではないんだという話でございしますが、先ほどの美原のほうは、4,000人ぐらいの利用者に対して金額が800万近くになっているわけですね。これ、泉ヶ丘のほうは、4万人の利用者なのに200万程度の運用をされているということなので、早く廃止をするほうは廃止をして、こちらのほうに運用費を回せる形になるのと違うかなと思いますので、その辺、3つせっかく上げていただいているので、3つの中での運用機能、うまい分担の仕方というのを、今の時点からお考えになるべきではないかというふうに思います。

(司会)

どうぞ、はい。

(牧野委員)

ちょっと、今までのお話をお聞きしてましたら、ほぼ、所管の方では、結論のところまでいかれてるんだと思いますけれども、今後、方向性なんか拝見すると、そこまで極端な形にはなっていない。ただ、お話なり、この行間を読むとやはり、美原の勤労青少年ホームとそれから、泉ヶ丘勤労者体育センター、これは廃止ということで考えざるを得ないのかなということが浮かび上がってくるかなと思います。

それは、御利用されている方々とか地元の方の合意のもとということにはなろうかと思っておりますけれども、というところが浮かび上がってくるかなというふうに思いました。

(司会)

はい、どうぞ。

(有田委員)

泉ヶ丘勤労者体育センターと美原の勤労青少年ホームに限りますと、担い手のところは近隣の市民の方というふうになっています。美原のほう、先ほど、部長さんが施設は老朽化しているので、論点は土地活用だというふうにおっしゃったんですが、そうすると、その土地活用については、例えば、美原地域の市民の方たちがどういうものがふさわしいかということを検討して提案するような可能性があるのか、もう、行政が違うものを、全くつくってこられるのかということですね。今いただいている資料は、単にこの3つの施設の位置だけなんです。論点のところ類似施設の統廃合みたいなのがありますが、これは勤労青少年ホームとして見た場合についてだけのことであって、じゃ、スポーツ施設として近隣にどうあるか。今度、美原の場合は、スポーツ施設ではなくてコミュニティーセンターのような地域センターが欲しいんだという議論なのか、ちょっと地域における公共施設で市民の利用したいものというのが、全体像が見えないので、意見を言えないのですが、そういう広い視野で検討していく可能性というのはいかがなんでしょう。

(所管課)

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。我々は、青少年含めまして、勤労福祉の施設として、今どうあるべきかというところを、これは、所管課、セクト主義ではないんですが、今日の場面では、そういう御議論をさせていただいているということでございます。ただし、やはりオール堺市といたしましては、そもそもオール堺市のエリアとして、何かと。今からつくる必要があるのか、土地活用があるのかというところは、まずもって、全部局の中での土地活用みたいなのを考えていかなくちゃいけないというふうに思っています。

その次の段階としましては、やはり、地域で何か御要望がないのかという段階に移っていくのかなというところで、やはり、行政全体としてのニーズの関係、必要性の関係、それを踏まえた上で地域の土地活用みたいなところ、これは私、美原はもう完全に廃止しますので、土地活用を考えてくださいとあって、我々として位置づけているわけではございませんが、そうなることを想定とした上での検討というのは、全庁的に進めていかななくてはならないというふうに考えております。

(司会)

そういう意味で、勤労青少年ホームと体育センターについての見直しの方向というのは、各勤労青少年施設としては、もう見直すにしても地域の何かの施設として転用して、ほかの部局で何か活用するという、そういうふうな選択肢もあるという、そういうことでございますね。おそらく、それとはまた別に、老朽化しているから、あるいは利用者が少ないから、もうやめたらいいという、ある意味、行政改革的な視点というのもあると思うんですけども、そのところは、まさに審査員の方にお聞きしたい点で、そういう意味で、こういったものを残すのか、あるいは、地域の施設というのは重要だから、転用してでも残すという意見も当然あるかと思っておりますので、その辺のところをお考え、よく御審査いただきたいというのと、あと、もう1つの論点の、統合すると言われているサンスクエア堺ですけども、ちょっと私自身わかりにくかったのは、勤労青少年施設としての機能を強化する方向で残すのか、それとも一般の利用なんかをふやした、そういう施設として利用者もふやしていくと、そういう方向で整理していくのか、そこは、どんなふうにお考えなのか。

(所管課)

1つは、サンスクエアの、先ほどもおっしゃっておられました勤労者の拠点施設としての役割というのが必要なかどうかという点でございますが、私どもの考えとしては必要というふうに考えてございます。それは、理由といたしましては、1つは、先ほども部長のほうから御説明させていただきましたとおり、堺市内の勤労者の大部分が中小企業に働いておられまして、そういった方々の福利厚生、例えば趣味の講座ですとか、あるいは、安くコンサートを見るときか、そういったことも必要ですし、また、現状サンスクエア堺では、労働相談ということで、企業で働いておられる方に対する相談もやっております。これは、雇用推進課のほうとサンスクエア両方で開設しております、そういった労働者の方のいろんな、賃金未払いですとか、解雇ですとか、そういった対応もそこでやっています。それと、現状、非正規の労働者の方というのは、比率的には、だんだん増加しております。そういった方々につきましては、やはり高い、いろんな施設を利用するというのも難しい状況もございますので、そういった方々に活動の場として提供させていただくというのは必要かなど。ただ、勤労青少年というくくりの中で30歳という基準の中で区切って、特出しでその事業をやるというよりは、勤労者という幅広い中で拠点施設として対応させていただく、もともと美原の勤労青少年ホームのほうでやっていたいろんな講座、そういったものについては、サンスクエアのほうに集約をさせていただく、あるいは、体育利用等につきましては、サンスクエアの多目的ホールも使えますし、周辺の体育的な利用施設、そういったものも周辺の美原区域でもかなり整備が進んでいますので、そういったところを御活用いただく、そういう考えは持っています。

(司会)

事業課のお考え、よくわかりました。ただ、この議論の中ではむしろ、そういう勤労者政策というのが、既にあまり必要なくなっているんじゃないかという議論もあり得て、むしろ、そういうことではなくて、広く一般の人がもっと利用できるようにすれば、もっと収益が上がるような、効率的な運営ができるんじゃないかというような観点もあろうかと思えます。むしろ、そういう施設の効率的な運用ということで、行政改革的な目で役に立つと。そうすると、そういう勤労者のためのいろんな相談とか、非正規の方、そういう今必要としている施策にさけるスペースが少なくなって、その部分は、もう少し、もっと一般の方が使うような形、経営はよくなるんでしょうけど、そういう政策面で後退する可能性がある。そこはまさに、どっちをとっていくかという1つの判断になるかというふうに思いますので、そこら辺のところも、審査に当たって、これはどういうふうに活用していくのかというようなこともお考えいただくという点になるのかなと思います。あと、何か。ただ、今の点について、そういう整理についてはよろしいですか。逆に、それは、両立するんだと、そんな一方に割り切れるものじゃなくて、勤労者政策の施設でありながら、高い収益性も確保できるんだと、そういうお考えもあろうかと思うのです。そこはいかがですか。



(所管課)

収益性に関して、少し関連するのですが、実は、今、勤労福祉の拠点施設という位置づけを当然しておりますけれども、じゃ、一般施設とどこが違うんだというところで、少し、やっぱり、御説明なくちゃいけないんですけども、勤労者の方々がお使いになるときは、利用料が少し安いんですね。そういう意味で、勤労者施設というのは一番わかりやすい言い方をすると、そういうことだということだというふうに考えます。ただ、じゃ、一般の人間は使えないのかというと、全く全然使っていただいて結構なんです。ただ、それは、定められた正規の料金をお支払いいただくということになります。勤労者施設って何だと、じゃ、勤労者の方は少し安いです、実は1割なんですけれどもね。安いですよという位置づけをしているというところが、実は、勤労者福祉施設の拠点だということに端的にいうとそういうふうにお考えいただければ結構なんです。ですから、そういう意味では、皆さん、わかりやすいように申し上げると一般利用を別に排他しているわけではありませんので、基本的に利用率を、位置づけをこっちにしましょうといっても大きく変わらないというのは、実は我々の認識ではあります。ただ、実態としては、半数ぐらいは勤労者の方がお使いになっているということも、それもまた実態なんです。

(司会)

すいません。勤労者という定義なのでですけども、多くの方が勤労者だと思うのですが、主婦の方はだめだとか、そういうことなのですか。勤労者で半数というのは、何か縛りがあるのですか。

(所管課)

勤労者の方がお使いになられまして、勤労者の福祉の向上という目的を持って御利用いただくという、2点で見させていただいておるわけです。ですから、勤労者の方がお申し込みになられましても、目的が何か別の違った目的でお使いになれる場合は、勤労者区分にはならないということでございます。

(司会)

はい。ありがとうございました。

そうしますと、時間もまいっておりますので、ただいまの意見交換を踏まえまして、この事業の審査をしていただきたいと思えます。

論点でございますが、露骨ではありますけれども、こういう勤労者施設としての必要性の問題から、2つの勤労青少年ホームと体育センターについて見直していくという観点と、あと、利用者が減ってしまっていると、あるいは老朽化が進んでいると、要はニーズがなくなっているという観点から、これを見直すという、その別の理由の2つのものが重なったような話になっていると思えます。

もう1つは、地域の施設として根づいているのであれば転用の問題なども含めて、これをどう考えていくのか。単に、勤労者政策という観点、あるいは、行革的観点ではなくて、地域の視点からどうかという、そういう観点もおそらく必要かもわかりません。

あと、もう1つの残すほうのサンスクエア堺なんですけれども、指定管理者制度を通じて、効率的な運用を進めていくという、そういう御指摘がありました。ただ、その中で、要は、政策目的である勤労者政策というものをどう生かしていくのか。むしろそれを強調していくのか、それとも、もっと一般利用で収益とか管理をという、その2つの選択肢があるのかもわかりませんが、あるいは、それが両立することなのかともわかりません。そこがちょっと、議論の中ではクリアには出なかったと思えますけれども、その観点も踏まえて何か、そこら辺も意見として書いていただければどうかと思います。

そういったことではなかったかと思えますので、ただ、限られた時間の中での検討委員との意見交換ですので、この問題についてはむしろ地域に密着した話ですので、審査員の皆さんのお考えといったものをこの議論にとらわれずに審査をしていただければと思います。

これまでと同じように大体5分間、35分ぐらいをめぐりお手元の評価シートについて、同じように事業名、それと、名前、それぞれ事業番号をお書きいただきまして、1つだけ丸印をつけてください。その廃止の場合には廃止の理由を、廃止以外の場合には改善策につきましても御記入いただけましたら、ありがたく存じます。

<審査シート記入>

お書きいただいている方が多いと思えますので、審査員の方。

(審査員)

この3施設の中で、特に泉ヶ丘勤労者体育センターなんですけど、昔は青少年センターじゃなしにヤングタウンと言われて、いろいろ区外から働きに就労された方々がおられ、その建物が建って既に40年ぐらいたちますね。あのあたりの三原台のあたりだと思うんですけど、高層のビルが非常に多いということで40年もたっていると。ところが、震災で見た場合、座屈という状態が建物の中にするわけですよ。神戸の地震にしても、建物の中央部が座屈してしまうというふうな話になったときに、非常に災害に弱い町になってきているんじゃないかと思うんです。中国人も非常に今、泉北のあのあたりの地域は多いでしょ。自分が聞いたところ3,000人ぐらいいると聞いてるんですけど。三原台だけじゃなしに、庭代台入れて、原山台入れて、府営住宅の中に入れて、そういった中で、防災、これ勤労者福祉なんですけど、今、先ほど用途転用というふうな話になったときに、それ以外での活動として、例えば、防災式を開いたりとか、避難場所は小学校とか中学校行きなさいとなっているんですけど、一番困っているのは、備蓄品いわゆる布団とか、もろもろのストックするスペースが足りないと思うんです。泉ヶ丘の場合は、こういった形の転用というのは、考えたらいかがでしょうかということ。当然、部局横断の状態があって、ここの皆さん方のポジションだけでは決まらない話なんですけど、やはり、そういった違う目線で用途転用ということも、やっぱり考える必要があるのではないかなというふうに思います。また、検討していただきたいと思います。

(審査員)

それについて、ちょっと。  
建物が老朽化して、それでまた転用を考えると、そしたら、建物の強度とかの問題も生じますし、もう僕の考えとしては、そういうものは廃止したほうが後腐れがないというのですか。そういうことがありますし、それを転用すると当然、市のほうに重荷がかかってくると。それで、今までの行政というのは箱物だけつくって、後は面倒見んという、一時、そういう時期がありましたので、その覚悟を踏まえて転用せんと危ないですよ。

(審査員)

今、資料見せてもらいますと、市が直営でやっている青少年ホーム、参加者一人あたり1,111円。関連団体に指定して丸投げしているところは、参加者1人当たり、総合福祉センターは、564円、泉ヶ丘体育センターは地元のボランティアNPOをやっているとして、参加者1人当たり22円なんです。私、いろんな資料見ましたけど、1人あたり22円、これは非常によくやっちはるなと思ひまして、部長さんに、この人に表彰状あげたらええん違うかと思ひます。この人、私も時々利用しますけど、愛想もいいし、よく気が利きます。だから、この施設は、三原台が物すごく人口が増えていっています。ニュータウンみんな減っていますけど、あそこだけ倍にふえていますし、近くの大きな民間のスポーツセンターがつぶれてなくなっていますし、もう1つなくなっていますから、ここから、ずっと3キロの円書いても、体育館がないという状況なっていますので、その良好なNPOをやっておるあたり、三原台のセンターは残した方がいいと、私は思ひます。よろしくお願ひいたします。土地のほう、大阪府からただでもらってください。

(司会)

地域に住んでおられる審査員の方ならではの声。確かに、そうなると、今の三原台のセンターについても、地域に根づいているのだなというのが実感するような御意見だったと思ひますし、きょうの議論の中でも産業振興局さんだけで議論するというより大きな広がりのある検討が必要だということで、先ほどの、地域としてどうあるべきなのかというのを、おそらく、それと同じような問題で、この中で議論するという点について、少し難しかったという点なんですけれども、この議論というのは、市の中でオープンにしているわけですので、これを機に市の中全体の議論をもっていただければと思ひます。  
ほかに審査員の方。どうぞ。

(審査員)

市民の目から見ると、必要なのは安く借りられる体育館であったり、ホールであったり、スペースであったりすると思ひますよ。それが人口とかでバランスよく配置されていたらいいと思ひます。その中で、建物というのは絶対重要かと言ったら、いろいろ活用できるようなものはあると思ひます。老朽化したものを廃止すると言ったら、しょうがないと思ひますし、採算が合わないものも廃止するというのはしょうがないと思ひますけれども、例えば、こういう施設を利用するときというのは、土日が多いと思ひるので、土日に空いている小学校を貸してもらおうとか、そういうことに予算をとるということは検討ができないだろうと思ひます。

(司会)

はい。1つの貴重な御意見で、必ずしも体育施設というのは、この産業振興局さんが持つておられるこの施設だけじゃなくて、学校の校庭とかいろいろあるので、市全部で見たとき、あるいは、地域全体で見たときにどういう総合的なことができれば、先ほどの問題ともちょっと関係してまいりますけれども、そういう視点で取り組まないとなかなか前に、地域に住んでおられる方の合意というのもとりにくいことではないかなと、ちょっと、個人的には思ったりします。あと、何かございますか。検討委員の先生。  
ちょっと、その後で御発言いただきますので、すいません。

(森本委員)

大体皆さんと意見がだされて、その方向で進んでいただければ。

(司会)

すいません。

(審査員)

いろんな意見言ったんですけれども、言いつ放しの会合なんですか、何か後から回答みたいなのが出てくるんですか。

(司会)

そこは、事務局、今日出た意見とか、あとは全体の審査の結果なんかは、どのように使われているのか。冒頭ご説明ありましたけれども、3回目ですので、今まで、どんなふうに使われたのかということ含めて、ご説明いただければと思います。

(事務局)

今日いただいた意見については、冒頭にも申し上げましたけれども、市のホームページに審査会の結果として、表示させていただくということと、それから、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、今後の市政運営、それから、予算、そういったところに反映するというので、なっておりますので、そういったことで御理解いただければと思います。

(司会)

せっかく、こういう時間をとっていただいて、貴重なお時間をいただいて審査していただいております。また、担当部局もこういう資料をつくられて、非常に努力しておられるかなと思いますので、ぜひ予算に反映するなり、何かした後に、どういうふうになったのかということまでわかればよいなという感じがしますけれども、なかなかいろんな総合判断で進めていくということがあって、難しいところもあるかと思いますが、ぜひ、結果については出していただければと思います。  
どうぞ。

(審査員)

ちょっと、気になることがありまして、さっきから、中小企業、中小企業という言葉がよく出てきているんですけれども、今、中小企業、どこまでを中小企業と言われているのかなと、さっきから疑問に思っているんですね。というのは、今、中小企業でも社員旅行したり、いろんな施設に行ったりしているのに、かえって大企業のほうが社員旅行やめて、みんな施設も売っ払ったりしているのに、何か中小企業という、いわゆる勤労者という言葉がさっきちょっと、それ気になって、その辺の線引きというのは、どこでされているのかなと思ひましてね。

(司会)

それは、何か御説明。

(所管課)

いわゆる中小企業って、従来、厳密に申し上げると、何か、かた苦しい話なのですが、実は、中小企業基本法という法律に基づいて、従業員が300人以下やとか、何とかやって基準はずっとあるんです。  
ただ、我々、堺市としては、いわゆる我々が使っている中小企業というのは、やはり、例えばこの件については、福利厚生で充実されていない規模の企業の方々という読みかえを我々、心の中ではしています。ですから、中には中小企業基本法という中小企業さんの枠の中にありな

がら、すごく福利厚生充実している企業さんもあるのは事実でございますが、我々が読み込んでいる中小企業さんというのは、そういうことが充実していない中小企業さん。こういうふうな読み込みをしていると御理解いただければと思います。

(司会)

今、確かに御指摘のところもよくわかりまして、世の中はかなり経済が変わっていますので、勤労者政策というのが多分、非常に変わっているのだろうなど、高度成長のときに地方から大阪に働きに来られた方々のためにヤングタウンをつくったわけなんですけれども、その当時と、かなり状況が違う中で、勤労者、中小企業対策というのも、おそらくそういうものがあって、ただ御説明のように、杓子定規に影響しているわけではなくて、本当に必要な中小企業の方を念頭に置いておられるということなのだろうと思うのですが、そこら辺のところは、もっと、うまくアピールできるようにすれば、もっと政策が見えるような気はします。この勤労者施策というの、私も実態がよくわからないのであれなんですけれども、本当にいるのかなという、そういう印象を、この言葉からだけだったら持たれがちなどころがあるんじゃないかなと思うんですけれども、ひょっとしたら、本当に、先ほど非正規とかもありましたが、現代的な、そういう問題を指摘しておられましたけれども、そういうところが、きちっと実態がつかめれば、今でも重要な施設なんだなということは市民の方に理解していただけたところがあるのではないかと思います。言葉とか、施設名が何十年も前のことだという、そこら辺のことも1つの原因があるのかもわかりません。

ちょっと、審査、時間とっていますけど、3つありますので、ほか、ちょっと時間が許しますので、何かありましたら。

はい。

(富森委員)

今日の議論、最初から一貫して、勤労者福祉という目的での必要性がどうかという話になると、特に、その上に、さらに青少年とかという制限もついてしまったりすると、なおさら、その必要性は低くなってきたんではないかというふうに、どうしてもそういう結論になるわけですよ。ただ、逆に、先ほどちょっと、後ろの皆さんからも御意見ありましたように、防災拠点としては、やっぱり、その地域の防災拠点機能って必要じゃないかとか、コミュニティー拠点、スポーツ拠点としては必要じゃないかという、これは非常に僕、大事な話だと思うのです。ですから、勤労福祉の観点からだけで、必要ですか、必要でないですか、やめますか、継続しますかという話ではなくて、やはり、部局横断的に、もう少し、こういう場で議論できるように、これは、こちらの方に言うよりも、多分事務局のほうに言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういう議論の場になっていったほうが、より有意義な議論になるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、来年もしやられるようでしたら、そこをまた御参考にしていただきたいと思います。

(司会)

いかがですか。ちょっと、この時間、かかっていますけれども。

今後の方向性	事業の方向性	拡充		(2)	3	
		現状維持		1 (1)	9 (2)	
		縮小		3		
		廃止	1			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大	
		公金投入の方向性 (人件費含む)				

左：審査員 (右：検討委員)

まず、勤労者総合福祉センターで、この議論の中では自立してやっていくという施設なんですけれども、事業の方向性としては、拡充というのが3で、現状維持というのが10、縮小が3、廃止が1でございます。公金投入の方向性については、拡大が0、現状維持が12、縮小が4、それから、ゼロというのが1ということでございます。これは、廃止というのがありますのと、

あと、現状維持というのが多いわけなんですけれども、拡大という方向は、公金投入にもありませんし、むしろ、縮小、事業の方向性としても、拡大よりも、拡充よりも縮小のほうが大きいということで、拠点として残すという施設についても、廃止という意見も含めて、かなり大きな見直しがあるのではないかなと、そういう御意見になっているのではないかなという気がいたします。

今後の方向性	事業の方向性	拡充				
		現状維持				1
		縮小		4 (1)	1	
		廃止	1 1 (4)			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
		公金投入の方向性 (人件費含む)				

左：審査員 (右：検討委員)

ちなみに、あと、残る2つの施設ですけれども、勤労青少年ホームのほうですけれども、これについては、事業の方向性、拡充が0、現状維持が1、縮小が5、廃止が1 1。公金投入については、拡大が1、現状維持が1、縮小が4、ゼロが1 1ということで、廃止という方向が多いわけなんですけれども、拡充、拡大しようという意見も1あるという、これは、どういう考え方でこういうことがあるのか、その理由を少し見ていく必要があるかと思えます。

今後の方向性	事業の方向性	拡充			1	
		現状維持		1 (1)	7 (1)	
		縮小		4 (1)		
		廃止	4 (2)			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
		公金投入の方向性 (人件費含む)				

左：審査員 (右：検討委員)

ちょっと、今、時間があれですので、ちょっと先へ進めますが、あと、最後に泉ヶ丘の勤労者体育センターにつきましては、事業の方向性、拡充が1、現状維持が8、縮小が4、廃止が4。公金投入のほうについても、現状維持が8、縮小が5、ゼロが6ということで、現状維持がやはり多いですけれども、廃止というのでもかなりの数があるということで、この勤労青少年ホームと泉ヶ丘の体育センターのほうは、事務局での御想定と大体よく似た結果になっているのですけれども、これも、廃止が4というのが、どういう理由かというのが、そのところが少し考えておられるのとは違うところがあるかもわかりませんので、その理由について、ちょっとよく見ていく必要があるのだと思います。

すいません。トータル数字だけの御説明になってしまっているのですが、おそらく、これは、私の想像ですけれども、この勤労者施策ということについて、古い、別なる政策なのでしょうけれども、現代的な問題も多分、非常に重要な問題、深刻な問題として、今、生々しくあると思いますので、そういうものにマッチしたようなものに、衣替えもし、アピールもすると、そういうことがおそらく必要なのだろうと、そういうことを通じて、この施設、拠点として、そういう施設についての必要性といったものも、アピールしていく必要があるんだろうと思いますが、少なくとも、事業の方向性については、拡充という方向も出ておりますので、そこら辺のところを踏まえて、施策の展開をしていかれたらいいと、個人的には思います。こちらの施設のほうについては、おそらく、お考えのような方向性というものが、ある程度、追認されているのではないかなというふうに、私は読みました。

ただ、ちょっと数字の見方というのは、いろいろありますので、最後に検討委員の先生で、この結果見られて何かコメントとかありましたら、ぜひ、お願いしたいのですけれども。

特にございませんですか。

(司会)

そうしましたら、時間になっておりますので、これで、この3つ施設につきましての、審査を終了いたします。本日の審査につきましては以上となりますが、長時間になって、どうも、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。  
これで、本日の審査を終わらせていただきたいと思います。と存じます。

～ お知らせ ～

審査会終了後、審査シートの内容を確認・精査した結果、一部訂正がありました。議事録においては訂正後の結果に修正しています。

《訂正前》

事業番号	Ⅱ-4	事業名	勤労者総合福祉センター管理運営事業 勤労青少年ホーム管理運営事業 泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業
------	-----	-----	---

【勤労者総合福祉センター管理運営事業】

今後の方向性	事業の方向性	拡充		(2)	2	
		現状維持		1(1)	9(2)	
		縮小		4		
		廃止	1			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
公金投入の方向性						



《訂正後》

事業番号	Ⅱ-4	事業名	勤労者総合福祉センター管理運営事業 勤労青少年ホーム管理運営事業 泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業
------	-----	-----	---

【勤労者総合福祉センター管理運営事業】

今後の方向性	事業の方向性	拡充		(2)	3	
		現状維持		1(1)	9(2)	
		縮小		3		
		廃止	1			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
公金投入の方向性						

《訂正前》

事業番号	Ⅱ-4	事業名	勤労者総合福祉センター管理運営事業 勤労青少年ホーム管理運営事業 泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業
------	-----	-----	---

【勤労青少年ホーム管理運営事業】

今後の方向性	事業の方向性	拡充			1	
		現状維持				1
		縮小		3(1)	1	
		廃止	11(4)			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
公金投入の方向性						



《訂正後》

事業番号	Ⅱ-4	事業名	勤労者総合福祉センター管理運営事業 勤労青少年ホーム管理運営事業 泉ヶ丘勤労者体育センター管理運営事業
------	-----	-----	---

【勤労青少年ホーム管理運営事業】

今後の方向性	事業の方向性	拡充				
		現状維持				1
		縮小		4(1)	1	
		廃止	11(4)			
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
公金投入の方向性						